

令和8年度

災害対策支部震災対策訓練実施業務

特記仕様書

高知県

## 第1条 適用範囲

- 1 本特記仕様書は、「令和8年度災害対策支部震災対策訓練実施業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

## 第2条 疑義等

- 1 本特記仕様書に記載のない事項及び本業務の遂行にあたり疑義が生じた場合には、委託者（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）の協議により定めるものとする。

## 第3条 暴力団又は暴力団関係者からの不当要求又は業務妨害（以下この条において「不当介入」という。）の排除について

- 1 乙は、暴力団又は暴力団関係者から業務の実施に関して不当介入を受けたときは、その旨を直ちに調査職員に報告し、所轄の警察署に届け出なければならない。
- 2 乙は、不当介入による被害を受けたときは、その旨を直ちに調査職員に報告し、所轄の警察署に被害届を提出しなければならない。
- 3 乙は、調査職員及び所轄警察署と協力して、不当介入の排除措置を講じなければならない。
- 4 乙が不当介入の報告を怠った場合は、「高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）」に基づき、指名停止措置を行うものとする。

## 第4条 情報の保持

乙は、本業務実施中に知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

## 第5条 個人情報の保護について

個人情報の適切な管理を行い、契約書に定める「個人情報等取扱特記事項」を遵守すること。

## 第6条 貸与品

本業務の実施に必要な高知県所有の報告書および資料等は、甲が乙に貸与する。貸与資料については、破損、滅失、盗難等の事故が無いよう十分に注意し、慎重に取り扱うものとする。また、業務完了後は速やかに返納すること。

## 第7条 訓練の実施

### 1 目的

高知県では、南海トラフ地震発生時の災害対策本部、災害対策支部の業務や各所属の応急対策業務のあり方について、業務継続の視点を踏まえて「高知県南海トラフ地震応急対策活動要領」を策定するとともに、それに基づく「災害対策本部事務局運営マニュアル」や「災害対策支部運営マニュアル」を作成している。また、応急救助機関の受入れ体制や受援調整の考え方などを定めた「応急救助機関受援計画」や「航空部隊受援計画」を作成している。

参考）高知県南海トラフ地震応急対策活動要領 <https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/katudouyouryou/>

本業務は、災害対策支部を中心に、これらの計画やマニュアルの検証、職員の災害対応能力の向上を目的として実施する災害対策支部震災対策訓練の訓練シナリオの作成などの訓練企画や訓練実施のための運営及び訓練の評価、検証を行うものである。

## 2 訓練計画

### 1) 訓練実施計画の概要

- 甲は、南海トラフ地震が発生した場合を想定して、災害対策支部、市町村及び関係機関による図上訓練を実施することとし、そのための5つの支部での訓練実施計画を作成するものとする。

#### ①訓練実施日

令和8年9月から令和9年2月までのうち5日間を予定  
(5つの地域本部において各1回、半日程度の訓練を実施する)

#### ②訓練会場

総合防災対策推進地域本部(安芸、中央東、中央西、須崎、幡多)庁舎若しくはその周辺庁舎等

※訓練会場に要する経費は本業務には含まない  
(参考)

安芸地域本部 : 安芸市矢ノ丸 1-4-36  
中央東地域本部 : 南国市大桶甲 1592  
中央西地域本部 : 吾川郡いの町 1381  
須崎地域本部 : 須崎市東古市町 6-26  
幡多地域本部 : 四万十市古津賀 4-61

#### ③実施方法

対応型訓練を予定

対応型訓練

※災害時の実時間に近いシナリオを作成し、コントローラーとプレイヤーに分かれ、コントローラーからプレイヤーに対し、災害時に想定される状況を付与し、それに対応するロールプレイング方式の訓練  
※通信システムの使用等実働の訓練を含む

#### ④訓練対象時間

発災直後から1ヶ月まで

#### ⑤訓練参加者(予定)

図上訓練は、地域本部毎に、県及び市町村、警察、消防、自衛隊、ライフライン関係機関等の職員が参加予定(50名程度を想定)

## 第8条 業務内容

### 1 打合せ

打合せは、業務着手時、中間時1回、業務完了時の計3回を基本とするが、業務の遂行上、甲又は乙が必要と判断した場合は、甲乙協議のうえ随時実施するものとする。ただし、変更設計の対象とはしない。

なお、業務着手時及び中間時の打合せは原則Web会議で対応するものとする。

### 2 訓練等実施の支援

- 甲が作成した訓練シナリオ・状況付与(質問)カードに対し、甲の求めに応じ適宜助言を行うこと。

- 訓練及び事後検討会の進行支援及び評価の記録、検証等を行うこと。
- 訓練実施日の人員配置については、進行補助、評価者、その他訓練運営上必要な人員を配置し、業務を行うこと。
  - 訓練実施後に、参加者に対してアンケート調査を行い、その結果を踏まえ事後検討会を実施し、課題の洗い出しを行うこと。
  - 事後検討会は、5つの訓練終了後、すべての訓練を対象とし1回実施すること。

### 3 訓練評価報告書の作成

- 訓練の評価や今後の改善点等に関する提案を盛り込んだ訓練評価報告書を作成すること。

## 4 成果品

### (1) 納品成果

災害対策支部震災対策訓練実施業務報告書 1式

- ファイル綴じ6部
- 電子データ（CDまたはDVD）6部

※納入する電子データのファイル形式は、エクセル、ワード、パワーポイントの元データ及びそれらを一括にまとめたPDFとする。

### (2) 成果品の納入

- 業務が完了したときは、乙は、速やかに完了届、納品書および成果品を納入し、甲の検査を受けるものとする。
- 成果品の納入場所は、高知県危機管理部危機管理・防災課とする。

## 5 成果品に対する責任の範囲

- 乙は、本業務の完了後であっても、乙の過失または疎漏に起因する不良箇所が発見された場合は、速やかに報告書の訂正をしなければならない。これに要する経費は乙の負担とする。